

# 市県民税申告・確定申告はお早めに

受付期間：2月16日(水)～3月15日(火)

詳しくは、税務課または山東支所・各市民自治センター・各行政サービスセンターにある「市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料および介護保険料等の申告について」をご確認ください。市県民税申告書は、本誌と同時配布の申告書をコピーしてご利用ください。

☎ 市 税務課 ☎ 53-5115 ☎ 53-5118

## 所得税 と 復興特別所得税 の確定申告

### 確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産収入がある人、土地や建物を売った人などで、令和3年中の所得金額の合計が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える場合
- 給与所得のある人(サラリーマン、アルバイト等)
  - ① 給与の年収が2千万円を超える場合
  - ② 給与所得者で給与・退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える場合
  - ③ 給与を2カ所以上から受け取り、「年末調整をされなかった給与の収入金額」と「給与・退職所得以外の各種所得金額」との合計額が20万円を超える場合
- 公的年金等を受給している人
  - ① 公的年金等の収入金額(2カ所以上ある場合はその合計額)が400万円を超える場合
  - ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額が20万円を超える場合

## 市民税 と 県民税 の申告

### 市県民税の申告が必要な人

令和4年1月1日現在、米原市に住所がある人で、令和3年中に所得のあった人

※ただし、次の場合は申告書を提出したものとみなされます。

- ・ 給与のみの所得者で、勤務先から米原市へ給与支払報告書が提出されている人
- ・ 公的年金等を受給している人で、公的年金等以外の所得がない人
- ・ 所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出した人

市県民税申告は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の申告も兼ねています。被保険者は、所得がない場合も必ず申告してください。

※確定申告が不要な人でも、所得税や市県民税で各種控除を受けたい場合は、確定申告や市県民税申告が必要です。

## ☑申告に必要なもの

- 税務署から送付されたはがき等の書類  
(利用者識別番号(ID)や、予定納税額が分かるもの)
- 源泉徴収票(原本)※1
- 公的年金等の源泉徴収票(原本)※1
- 収支内訳書(農業、不動産、営業等の所得がある人)  
事前に作成してお越しくください。
- 医療費控除の明細書※2  
事前に治療を受けた人ごと、医療機関ごとに支払った医療費を集計してください。(昨年から指定の明細書の添付が必須です。領収書を添付しての申告はできませんが、領収書は、自宅等で5年間保存してください。)
- セルフメディケーション税制の明細書※2  
事前に薬局ごとに医薬品等の購入費を集計してください。
- 生命保険等の各種支払証明書(原本)
- 国民年金保険料支払証明書または領収書(原本)
- 寄附金の領収書または控除証明書(原本)
- 通帳等本人名義の口座番号が分かるもの  
(還付申告または初めて口座振替で納付をする人)
- 金融機関届出印(初めて口座振替で納付をする人)
- マイナンバーおよび本人確認ができる書類の提示  
または写しの添付  
以下のいずれかをお持ちください
  - ・ マイナンバーカード
  - ・ 通知カードおよび運転免許証等
  - ・ マイナンバーが記載された住民票等および運転免許証等

※1 申告書への添付は不要ですが、市の申告会場を利用する場合、申告書の作成に必要なため、持参してください。

※2 いずれか選択制です。重複しての適用はできません。

## 申告相談日程

学区ごとに相談日・会場が決まっています。できるだけ指定の相談会場にお越しください。

対象学区等	相談日(受付時間 9時~11時30分/13時~16時)	相談会場
春照学区	2月16日(水)、2月18日(金)、2月22日(火)	山東支所
伊吹学区	2月17日(木)、2月21日(月)、3月7日(月)	
東草野学区	2月21日(月)、2月22日(火)、3月2日(水)	
旧山東東学区	2月24日(木)、3月2日(水)、3月7日(月)	
旧山東西学区	2月25日(金)、3月2日(水)、3月7日(月)	
柏原学区	3月1日(火)、3月4日(金)、3月8日(火)	
大原学区	2月28日(月)、3月3日(木)、3月9日(水)	
旧米原学区	2月16日(水)、2月17日(木)、2月24日(木)、3月8日(火)	本庁舎
旧入江学区	2月18日(金)、2月21日(月)、3月8日(火)	
河南学区	2月22日(火)、3月1日(火)、3月4日(金)	
息長学区	2月25日(金)、3月2日(水)、3月7日(月)、3月9日(水)	
坂田学区	2月28日(月)、3月3日(木)、3月7日(月)、3月9日(水)	
全学区	3月10日(木)、3月11日(金)、3月14日(月)、3月15日(火)	

- ・旧山東東学区(行政区)  
⇒長岡、万願寺、西山
- ・旧山東西学区(行政区)  
⇒志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、堂谷、本郷、加勢野
- ・旧米原学区(行政区)  
⇒梅ヶ原、米原、米原西、下多良、中多良、上多良、多良、入江、賀目山、米原ステーションタウン
- ・旧入江学区(行政区)  
⇒朝妻、筑摩、磯

※混雑状況により、受付時間内であっても受付を早めに終了する場合があります。  
※今年度から相談会場が変更になっています。

## 次の人は長浜税務署で申告を

受付期間：2月16日~3月15日

☎ 長浜税務署 ☎ 0749-62-6144

- 災害等による被害について雑損控除を申告する人
- 新たに住宅借入金等特別控除を受ける人
- 山林所得がある人
- 白色申告をする事業者で農業、不動産、営業所得等の収支内訳書作成の相談が必要な人
- 株式・土地・建物等の譲渡所得がある人
- 先物取引に係る所得がある人
- 青色申告をする人
- 準確定申告(亡くなられた人の申告)をする人
- 確定申告書の控えに受付印が必要な人

### 「入場整理券」が必要です！

確定申告会場の混雑緩和のため、税務署の会場への入場には、**当日会場で配布またはLINEによる事前発行した整理券が必要**です。整理券の配布状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

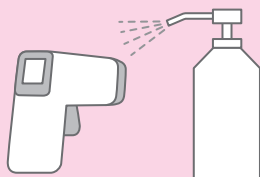


## 感染症対策にご協力ください

ソーシャルディスタンス確保や消毒作業等を行うため、例年以上の混雑が予想されます。会場での感染症対策にご協力ください。



マスク着用



受付時の検温、消毒



大声で会話をしない



体調不良時は来場を控える

自宅等からいつでも！

## パソコンやスマートフォンで確定申告ができます！

国税庁ホームページから、所得税の確定申告書等が簡単に作成できます。

ホームページで  
作成

申告書を印刷し、  
長浜税務署へ、郵送または持参

e-Tax(電子申告)による申請

国税庁ホームページ  
確定申告書等作成コーナー



- ・マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカードと対応のスマートフォンを利用
- ・事前に税務署でIDとパスワードを取得